

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当所が立地する名張地域において、0.5～3.0mの浸水が予想されているほか、名張川及び宇陀川沿岸を中心に最大で10.0mの浸水被害が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、薦原地域の一部について急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が生じる恐れがあるエリアとなっており、製造業や福祉施設が集積している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5強以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生するとされている。

(感染症)

新型コロナウイルス感染症のように、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,758社
- ・小規模事業者数 1,822社

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・名張市地域防災計画、名張市水防計画の策定及び防災訓練の実施
- ・ハザードマップの配布
- ・自主防災組織の育成
- ・防災用備品の備蓄

2) 当所の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・名張市が実施する防災訓練への参加及び協力

II 課題

現状では、自然災害等による緊急時の取組について漠然とした記載にとどまり、具体的な協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

また、事業者BCPの認定制度等、施策の周知は実施しているものの、十分とは言えない状況である。

Ⅲ 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和6年 4月 1日～ 令和11年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

- ・平成10年に締結した「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に応急対策等に速やかに取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・経営指導員等の巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策、(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・火災共済への加入等) について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ等において、国や県の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP策定による実効性のある取組の推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

- ・新型コロナウイルス感染症等に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成
 - ・当所は令和5年に事業継続計画を作成（別添参照）。
 - 3) 関係団体等との連携
 - ・損害保険会社等と連携して専門家の派遣を依頼し、主に当市内の小規模事業者を対象とした普及啓発セミナー等を開催する。
 - ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。
 - 4) フォローアップ
 - ・小規模事業者の事業者 BCP 等、取組状況の確認を必要に応じて行う。
 - 5) 当該計画に係る訓練の実施
 - ・自然災害（震度5強以上の地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。

＜2. 発災後の対策＞

自然災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

- 1) 応急対策の実施可否の確認
 - ・発災後直ちに職員の安否報告を行う。（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況情報（家屋被害や道路状況等）を当所と当市で共有する。）
 - ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当所による感染症対策を行う。
- 2) 応急対策の方針決定
 - ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
 - ・職員自身が被災するなどにより、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており確認ができない
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している ・地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない

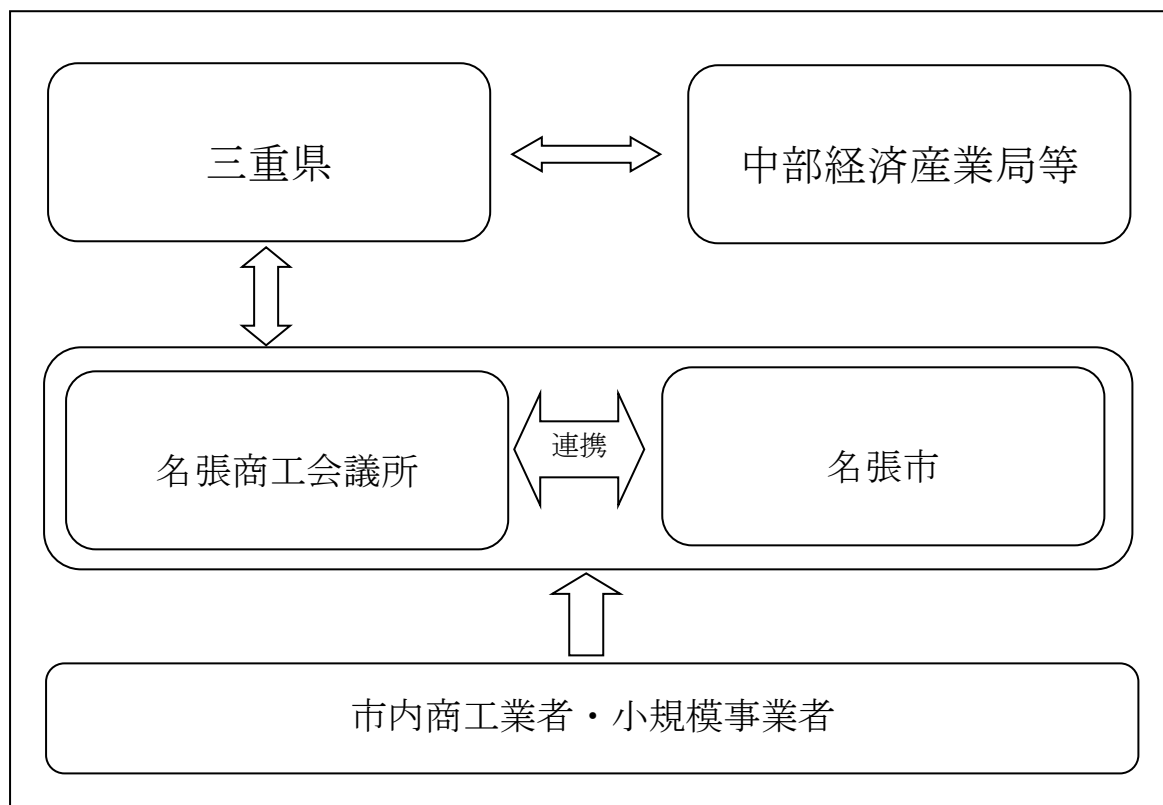
※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1週間～2週間	2日に1回以上共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回以上共有する
1ヶ月以降	2週間に1回以上共有する

＜3．発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した被害情報について、国や県等からの情報や方針に基づき、当所又は当市から県へ報告する。



＜4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について当市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、名張市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・国の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県、名張市、全国団体等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

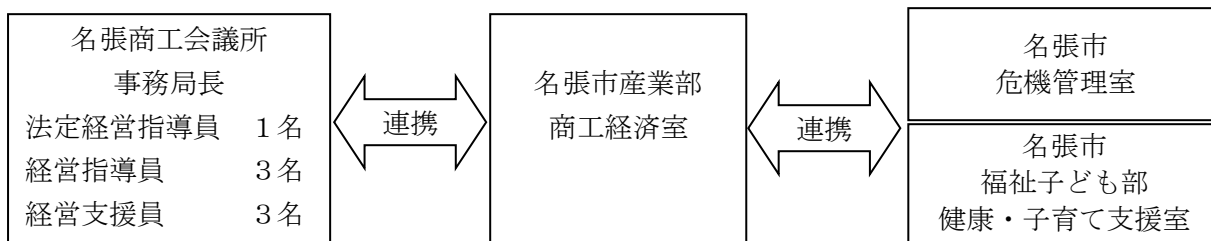
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年11月13日現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 濱田 圭亮(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

名張商工会議所 経営支援課

〒518-0729 三重県名張市南町 822-2

TEL:0595-63-0080 / FAX:0595-64-3211 / E-mail:ncci@nabari.or.jp

②関係市町

名張市 産業部 商工経済室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地

TEL:0595-63-7824 / FAX:0595-64-0644 / E-mail:syoukou@city.nabari.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣費	200	200	200	200	200
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ フラシ、パンフ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、名張市補助金、三重県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	